論文

# カタルーニャはなぜ独立を求めるのか?

一補論: 2017年10月1日の住民投票と12月21日の選挙結果―

愛知県立大学外国語学部ヨーロッパ学科スペイン語圏専攻 奥野良知 (Yoshitomo Okuno)

#### はじめに

本稿の目的は、日本のマスコミでしばしば誤って伝えられているカタルーニャが独立を望む要因について、現時点での筆者の見解を記しておくことにある $^1$ 。また、併せて補論として、2017年10月1日の住民投票と12月21日の選挙結果についても、日本のマスコミであまり触れられていない点を中心に記しておく。

### 1. カタルーニャの概要

カタルーニャは、フランスとスペインにまたがる、バルセローナを中心都市とする地中海に面する地域で、現在、スペイン側はカタルーニャ自治州、フランス側はピレネー・ゾリアンタール県となっている。フランス側は、1659年のピレネー条約でフランスに割譲された。以下、単にカタルーニャと記す時は、1659年以後に関する場合であればスペイン側カタルーニャを指す。カタルーニャ自治州の面積は、3万2千 $km^2$ (関東平野とほぼ同じ)でスペイン全体の6.4%に相当する。人口は約750万人で、これはスペイン全体の16%に当たる。

カタルーニャは独自の言語(カタルーニャ語)2と歴史(1714 年にスペイン継承戦争で敗北

<sup>※</sup> 本稿は、科研費(基盤 C) 平成 27-29 年度「交錯する民族性と領域性の境界:バスクとカタルーニャのパラデイブロマシー比較研究」(研究代表者: 萩尾生)、課題番号: 15K01873)の助成による成果の一部である。

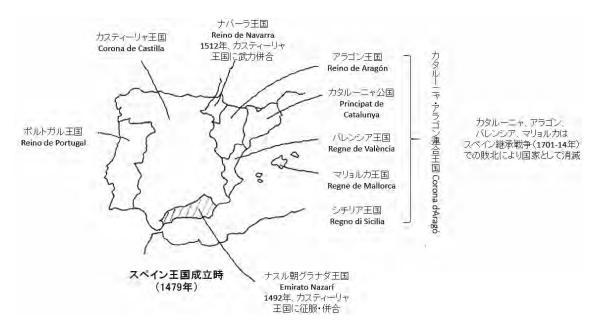
<sup>1</sup> 本稿の本論部分は、筆者をオーガナイザーとして実施された 2017 年度愛知県立大学公開講座『地域から国民国家を問い直す』の筆者の講演「カタルーニャの独立運動とスペイン」2017 年 11 月 25 日 (於愛知県立大学); 奥野良知「なぜ独立したいの? いまさら聞けない「カタルーニャ独立問題」を徹底解説」『クーリエ・ジャポン』講談社クーリエ、2017 年 10 月 15 日; 奥野良知「独立派を急増させた2つの出来事とは?いまさら聞けない「カタルーニャ独立問題」を徹底解説」『クーリエ・ジャポン』講談社クーリエ、2017 年 10 月 16 日; 奥野良知「ネイションとしての否定と独立支持の急増の背景」『図書新聞』 3333 号、2018 年 1 月 1 日付け(2017 年 12 月 25 日発行)の内容を土台に、新たに書き下ろしたものである。

<sup>2</sup> カタルーニャ語は、ラテン語系の言語(ロマンス諸語)の一種で、カスティーリャ語(スペイン語)よりもフランス語やイタリア語に近く、南フランスのオック語とは極めて近い。カタルーニャ語はフランス側カタルーニャ、スペインのカタルーニャ自治州、バレアルス(バレアレス)自治州、バレンシア自治州、アラゴン自治州の一部、アンドーラ公国、イタリアのサルデーニャ島のアルゲー(アルゲーロ)で話されている。アンドーラ公国では唯一の国家公用語となっており、スペインのカタルーニャ、バレアルス諸島、バレンシアの3自治州では、国家公用語のカスティーリャ語と並んで公用語となっている。また、カタルーニャ自治州では、アラン谷で話されているオック語も 2010 年に自治州の公用語となった。

するまではカタルーニャ公国として独自の政治体制を持つ政治的主体として存続)<sup>3</sup>を有する。 また、イベリア半島、他のヨーロッパ、地中海世界を結ぶ結節点に位置しており、比較的開放 的で商工業が盛んな実利的な土地柄である一方で、中世来の独自の集合的アイデンティティ (同じ議会、法、諸機関を共有する民)とメンタリティ(議会主義と合意を重視する政治文化など) を持つがゆえに、マドリードの中央集権化に対し、しばしば非常に強い抵抗を示す<sup>4</sup>。

また、多様な結社活動(労働組合、同業者団体、様々な種類の市民団体やサークル活動、 等々)が盛んな土地柄であると同時に、スペインでは珍しく既述のように商工業が歴史的に盛 んで、スペインで唯一典型的な産業革命が生じた地域でもあり、スペインの GDP の約 20%

<sup>3 1479</sup> 年に成立したスペイン王国は、同君連合国家であり、統一国家ではなかった。スペイン王国は 1479 年にカスティーリャ王国とアラゴン連合王国(カタルーニャ・アラゴン連合王国)が連合してできた 複雑な同君連合国家(複合王政国家、礫岩国家)であり、カスティーリャ王国、アラゴン連合王国を構成したカタルーニャ公国、アラゴン王国、バレンシア王国、マリョルカ王国、シチリア王国等々は、それ以後も、独自の法と政治体制を持つ国家として存続し続けた。だがカタルーニャ公国は、1700-14 年のスペイン継承戦争で敗北し、独自の法と政治体制が廃止され、国家として消滅した。ちなみに、首都バルセローナが陥落したのは 1714 年 9 月 11 日で、現在 9 月 11 日は、カタルーニャ自治州のナショナル・デーとなっている。



4 独自の集合的アイデンティティやメンタリティは中世に遡るものの、当然ながらそれらは歴史的に形成され強化されていったものであり、本質主義的なものではない。それらはとりわけ、スペイン王国の成立以後王室と一体化してスペイン王国内での覇権的地位を強めようとするカスティーリャ王国に対抗しながら、さらに強化されていった。ちなみに、独自の集合的アイデンティティについては、それを近代的な意味でのナショナル・アイデンティティと何の留保も無く同一視することについては、慎重でなければならない。カタルーニャの集合的アイデンティティについては、Josep Fontana, *La formació d'una identitat*. *Una història de Catalunya (edició 2016)*, Eumo editorial, Vic, 2016.

5 スペイン唯一となる産業革命が生じ、「スペインの工場」と呼ばれる工業地域となったことで、カタルーニャは、産業ブルジョワジーと工場労働者が存在するという、スペインでも極めて特異な地域となっていった。このことは、カタルーニャとそれ以外のスペインとのメンタリティやアイデンティティの違いを一層大きくしていった。

を占め、その経済規模はポルトガルを上回り、フィンランドやデンマークとほぼ等しい。

#### 2. なぜカタルーニャは独立を求めるのか?

## 2.1 独立支持を急増させた二つの出来事

─ カタルーニャの新自治憲章に対する違憲判決(2010 年)とラホイ国民党政権の誕生 (2011 年末)および再中央集権化 ─

カタルーニャで独立支持が高まり始めるのは 2006 年以降のことで、特に 2010 年と 12 年 に大きく上昇している。それ以前にも独立主義は存在したものの、その割合は 10%強に過ぎないものだった。図 1 参照。

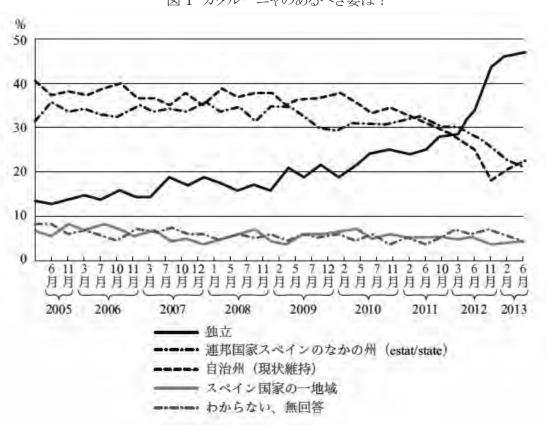


図 1 カタルーニャのあるべき姿は?

出典: Antoni Segura, Crònica del Catalanisme, *De l'autonomia a la Independència, Barcelona*, Angle Editorial, Barcelona, 2013, p.250. 元出所は CEO (Centre d'Estudis d'Opinió)。

<sup>6 2016</sup> 年度の場合、カタルーニャの GDP は 2,119 億ユーロで、スペインの GDP の 18.94%、EU 全体の約 2%を占める。

カタルーニャで独立主義が高まった要因には、二つの連続する密接に結びついた出来事がある。一つはカタルーニャの新自治憲章に対する違憲判決(2010年)で、もう一つはラホイ国民党政権の誕生(11年末)と再中央集権化(フランコ独裁期以来の中央集権化という意味)である。この二つの出来事によって、カタルーニャは、独自のアイデンティティと自己決定権(自分たちのことを自分たちで決める権利)を持つ「政治的主体という意味でのネイション」として否定されるとともに、同地の自己決定権は著しく後退した。このことが、同地で独立支持が急増した主たる要因である。

日本のマスコミでは、2010年前後の経済危機でカタルーニャの住民がスペイン中央政府の税の配分の仕方に不満を強め、同地で独立支持が高まったというような説明がしばしば行われてきたが、新自治憲章への違憲判決やラホイ国民党政権の再中央集権化についての言及が全く伴っていない場合(実際伴っていない場合が多かったのだが)、このような説明はほぼ誤りであるといわざるを得ない<sup>7</sup>。

独立派の人が独立を望む理由として例え一見経済的な理由を挙げた場合でも、それは後に説明するように、一般的には、自分たちのことを自分たちで決めたいという自己決定権が侵害・否定されていることに対する異議申し立ての一環として主張されているのであり、このことは、カタルーニャ独立問題の要因を理解するうえで、決定的に重要である<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> このような説明は、十分に検証されないままいわば「コピペ」され、繰り返し行われてきた。ただ、2017 年 10 月 1 日の住民投票によって、日本でもカタルーニャ独立問題への関心が急速に高まって以降は、さすがに減少してきている。

<sup>8</sup> 経済的要因から民族的要因にシフトしていったというような説明もあるが、これも上記の意味で適切ではない。また、ここで「民族」という用語を使うことにも大いに議論の余地がある。ここでいう「民族」は、恐らくネイションの訳語として使われていると思われる。

ネイションは「国民」と訳されたり「民族」と訳されたりするが、カタルーニャの独立派や中間派(ポデモス系政党)が「カタルーニャはネイションである」という場合、それは一般的には「自己決定権(自分たちのことを自分たちで決める権利)を持つ政治的主体」といような意味で用いられている。つまり、あえていえば日本語の「国民」により近い意味で用いられている。また、誰がネイションの成員かという点に関しては、独立派や中間派が「カタルーニャはネイションである」という場合のネイションは、特定の言語・文化・歴史・共通の祖先などの言わば客観的側面に基づく「民族(エスニシティ)」を基盤としたエスニック・ネイションの意味ではなく、出自の如何にかかわらず当人がカタルーニャ人だというアイデンティティを感じるかどうかという主観的な基準に基づくシビック・ネイションであると了解されており、実際、そのような側面はかなり強い。経済の中心地だったカタルーニャには、19世紀以降、特に1960・70年代にスペインの他地域から多くの移住者(国内移民)が来た。そして現在、カスティーリャ語系の苗字を持つ独立派の人は珍しくないし、移住第一世代の独立主義者の市民団体も存在する。要するに、誰がネイションの成員かという点においても、ネイションは日本語の「国民」により近い意味で用いられている。それゆえ、以上のような意味で、カタルーニャ独立問題に安易に「民族」という語を用いることには慎重になる必要がある。つまり、カタルーニャ独立問題は、「経済的要因から民族的要因にシフトしていった」のではなく、「初めから自己決定権を持つ政治的主体の意味でのネイションの問題」として立ち現れているのである。

ただし、シビック・ネイションとエスニック・ネイションは完全に区別可能なものではなく、どちらの側面がより強いかという程度の違いがいえるに過ぎないということも忘れてはならない。以上の点については、例えば次を参照。奥野良知「カタルーニャの独立へ向けたプロセス」; 黒宮一太(「シビック/エスニック・ナショナリズム」大澤真幸/姜尚中(編)『ナショナリズム論入門』有斐閣、2009 年、317-337 頁;太田唱史「ケベック問題は終わったのかーケベック・ネイション論争が意味するもの一」『同志社法學」63 巻 1 号、2011 年、799-827 頁。

#### 2.2 78年憲法とカタルーニャ9

78 年憲法(現行憲法)は、1975 年にフランコが死に独裁体制(1939-75 年)がひとまず終わったことを受けて作られ、1978年に制定されたものであるが、それは非常に異なる国家観に基づく諸勢力¹ºの妥協の産物として誕生したものだった。そのため、憲法第2条の前半部分では「スペイン・ネイション(スペイン国民)のゆるぎない統一」を、フランコ体制を想起させるかのような句調で強調する一方で¹¹、後半部分では、その「スペイン・ネイション(スペイン国民)」の中には「複数のナショナリティ」が存在するとしている¹²。

ここで言う「ナショナリティ」とは国籍や国民性という意味ではなく、「ネイション」に類似する意味で用いられていて、第二共和制期(1931-39年)に自治州となったものの、スペイン内戦(1936-39年)後にフランコ独裁によって廃止されたカタルーニャ、バスク、ガリシアが念頭に置かれている。スペインを民主化するに際して、フランコ独裁体制によって廃止された上記3自治州を復活させることは必須であった。ただ、憲法上にこの3自治州をどのように位置づけるかは大きな問題となった。

ここでの問題の所在は、78 年憲法の内容に反対した2つの、しかも対極に位置する政治勢力、国民同盟(後の国民党)とバスク諸政党の対応を見るとことによって浮かび上がってくる。

フランコ体制の理念を最も強く継承していた国民同盟(後の国民党)は、スペインは一つの国家(ステイト[入れ物])に一つのネイション(スペイン国民)のみが存在する厳密な意味でのユニ・ナショナルな国家(いわゆる国民国家[ネイション・ステイト])であり、カタルーニャ、バスク、ガリシアはスペイン・ネイション(スペイン国民)の単なる構成要素(地域)に過ぎないという立場だった。

<sup>-</sup>

<sup>9</sup> 本節のより詳細な情報と書誌情報については、奥野良知「カタルーニャの独立へ向けたプロセス procés」の現状(2017年1月時点)と経緯」『共生の文化研究』11号、2017年3月、61-64頁。

<sup>10 78</sup> 年憲法は、フランコ体制での有力閣僚経験者を中心とする保守勢力が結成しフランコ体制の理念を最も強く継承していた国民同盟(後の国民党)、フランコ体制内での改革派を中心に多様な中道政治勢力が結集していた民主中道連合(後に消滅)、社会労働党、スペイン共産党、カタルーニャ民主集中、バスク・ナショナリスト党という、国家観の大きく異なる多様な政治勢力の妥協の産物として作成された。民主中道連合のスアレス政権の下で憲法の作成にあたった 7 名で構成された下院憲法起草委員会の内訳は、1977年6月の総選挙の結果(民主中道連合165、社会労働党118、スペイン共産党20、国民同盟16、カタルーニャ民主集中11、バスク・ナショナリスト党8)を反映して、民主中道連合3名、社会労働党、スペイン共産党、国民同盟、カタルーニャ・バスク議員グループ各1名だった。

<sup>11</sup> 憲法第 2 条の前半部分は、"La Constitución se fundamenta en la indisoluble unidad de la Nación española, patria común e indivisible de todos los españoles"「憲法は、全てのスペイン人の共通かつ不可分の祖国であるスペイン・ネイション(スペイン国民)のゆるぎない統一に基礎を置く」としている。ちはみに、「共通且つ不可分の祖国」はスペイン軍のモットーと酷似している。

<sup>12</sup> 憲法第 2 条後半部分は、"y reconoce y garantiza el derecho a la autonomía de las nacionalidades y regiones que la integran y la solidaridad entre todas elles".「スペイン・ネイション(スペイン国民)を構成するナショナリティ (nacionalidades)と諸地域(regiones)の自治権およびこれらの間の連帯を承認しかつ保証する」となっている。ここにあるように、本文中に記した「ナショナリティ」とは、カスティーリャ語(スペイン語)の nacionalidad の英訳 nationality のカタカナ表記である。

ちなみに、ユニ・ナショナルな国家の問題点とは、画一化がややもすると強引に推し進められ、多様性や多文化の共生が否定されがちなことにある。以下、ケベック研究の太田唱史の論考を基に、論点を少し整理しておく。そもそも、ある国家の領域内に歴史的に一つの民族(エスニシティ)しか存在していないということは稀である。それゆえ、ある国家の領域内の住民を国民(ネイション)として形成する際、つまり国民形成が行われる際、国家内の多数派集団が国民の基準とされ、少数派集団の言語、文化、歴史、価値観、生活習慣、等々は、多数派のそれに同化することを迫られる。要するに国民形成とは、国家内の住民を単一の民族にすることだともいえる。スペインの場合でいえば、マドリードを中心とするカスティーリャ地方の言語・文化等を基準に国民形成が行われている。スペイン全体のカスティーリャ化である。ちなみに、一つの国家に一つのネイションという発想はフランス革命以降のヨーロッパで明確化した。また、国家ナショナリズムとは、国家内の住民を国民(ネイション)にすること、国民形成を行うことに他ならない。

このような国民形成に対して、強く反発する少数派集団も存在した。そのような少数派集団は、「それ自体が「国民」[ネイション]となり得たかもしれないのだが、一定の条件の下で国家への参入を認めたか、征服や植民の結果、強制的に国家の中へ取り組まれたという歴史を持っていた」([]内は奥野)。「したがって、このような歴史を持つ集団は自らの共同体を「ネイション」と規定し、失った主権を取り戻すため、あるいは現在も主権を保持しているとして」、十分な自己決定権を求める運動を展開することになる。

ただし、注意すべき点は、このような少数派集団は、常に直ちに独立を求めているのではなく、一般的にはまず、「自分たちが固有の領土と考える領域に対して」高度な自治権を要求しているということである。つまり、彼らはまず自分たちは「国家を構成する「国民」〔ネイション〕の単なる「マイノリティ」ではなく、国家内において独自の政治的共同体を形成する存在であることを強調する」(〔〕内は奥野)。そしてそのためには、「自らをネイションとして位置づけることが」不可欠となるのである。また同時に、このような「国家無きネイション」は、自らが属する国家(ステイト)に対し、その国家は複数のネイションから構成されるマルチ・ナショナルな国家であることの承認を求め、それら複数のネイションの各々に自己決定権(自分たちのことを自分たちで決めることのできる権利)を行使するに十分な高度な自治権を与えるよう要求する。つまり、国家内に、自己決定権を持つ政治的主体という意味での「国民(ネイション)」が複数存在することを承認するよう求めるのである<sup>13</sup>。

このような意味で、バスクは、自らをネイションと規定し、スペインは一つの国家(ステイト[入れ物])に複数のネイションが存在しているマルチ・ナショナルな国家であり、それぞれのネイションは自己決定権を持つと主張していた。

上記に記した国民同盟とバスクという2つの対極に位置する立場の中間案、折衷案ともいえるのが 78 年憲法第 2 条であり、スペイン国家(入れ物)の中にあるスペイン・ネイション(スペイン国民)の中には、複数の「ナショナリティ」が存在しているとしている。そして、議論の経緯から言って、この「ナショナリティ」という術語は「ネイション」に類似する(しかし同じではない)意味で用いられ、しかもそれがカタルーニャ、バスク、ガリシアを念頭に置いて用いられていることは明白であるにもかかわらず、その定義やそれがどこを具体的に指すかについては憲法に一切

<sup>13</sup> 太田「ケベック問題」、801-806 頁。

書かれていない。

それゆえ、この憲法の解釈を巡っては、同憲法は、スペインをユニ・ナショナルな国家だとしているという解釈や、その反対にマルチ・ナショナルな国家だとおおよそ認めているとする解釈など、多様な解釈が存在することになった。

そして、同憲法が 78 年に国会で裁決される際、国民同盟(後の国民党)の方は、唯一不可分であるはずのスペイン・ネイション(スペイン国民)のなかに「ネイション」の単なる構成要素以上の意味合いを持っているとも読める「ナショナリティ」が存在すること等を不服として同憲法に反対した<sup>14</sup>。他方バスクの方は、スペインがマルチ・ナショナルな国家であるとことや、各ネイションの自己決定権が明記されていないこと等を不服として、それぞれ全く正反対の理由からこの憲法に反対した。

ちなみに、同憲法が 78 年に住民投票にかけられた際、バスクでは棄権率が高かったのに対し、カタルーニャは、スペインのなかでも有権者に占める賛成票の割合が最も高い地域の一つだった。それは、カタルーニャでは、「ナショナリティ」をスペイン・ネイション (スペイン国民)の単なる構成要素としての「民族 (エスニック・ネイション)」ではなく、「政治的主体の意味での国民(ネイション)」に近い意味で捉え、スペインがマルチ・ナショナルな方向に確実に歩んでいると考えていた人が多かったためだと思われる。というのも、78 年憲法以前の 1977 年 6 月の総選挙の後、スアレス首相と亡命カタルーニャ自治政府首相タラデーリャスによる直接交渉が行われ、スアレスは 1938 年にカタルーニャの諸機関を廃止した法律を廃止し、カタルーニャ自治政府を復活させた。これは民主化移行プロセスのなかで第二共和制時の政治機関の復活が認められた唯一の例だった15。

その後、歴史的自治州と呼ばれるカタルーニャ、バスク、ガリシア以外の、自治への思いが特に強く存在した訳でもない諸地域も自治州となって、スペイン全土が17の自治州から構成されることとなり、自治州は特別な存在ではなくなっていった。また、1981年の軍の治安警察によるクーデター未遂事件を経て、1982年に自治プロセス調整組織法によって、歴史的自治州とそうでない自治州とのあいだの差異が曖昧となり、歴史的自治州の自治権は「ナショナリティ」に基づくものなのか、単なる地域としての自治権なのか、不明確になった。

とはいえ、カタルーニャ自治州政府は、1982-95 年の社会労働政権下で、交渉と合意によって自治権を徐々に拡大していき、これは、1995 年にスペイン・ナショナリズムの右派政党である国民党(国民同盟の後進)が政権を取ってからも大きく変わることはなかった16。

\_

<sup>14</sup> 正確には、国民同盟 16 人中、5 人が反対、3 人が棄権した。 Elaboración y aprobación de la Constitución Española de 1978、

<sup>[</sup>http://www.congreso.es/constitucion/elaboracion/]

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>「民族」と「国民」については、註8を参照。78年憲法制定当時の同憲法に対する国民同盟、バスク、カタルーニャの対応については、特に次を参照。Jaime Pastor, "Fue la transición Política una oportunidad perdida?", en Jaime Pastor, *Cataluña quiere decidir*, Icaria editorial (Barcelona), 2014, pp. 33-34.

<sup>16</sup> カタルーニャ自治政府で 1980-2003 年の 23 年間政権を担っていたプジョル率いる集中と統一は、スペイン下院にもほぼ常に 15 人前後の議席を有していて、国政与党が絶対過半数を持っていない場合、キャスティングボードを握って、時々の政権との交渉と合意により自治州の権限を拡大していった。

### 2.3 新自治憲章への違憲判決(2010年6月)17

だが、2000 年に国民党が絶対過半数を獲得すると、状況は大きく変わった。国民党のアスナール首相は、ユニ・ナショナルな国家観に基づき、フランコ時代を彷彿とさせるかのような言辞も交えながら、スペインを中央集権化する(フランコ独裁期の中央集権以来のそれという意味で「再中央集権化」と呼ばれる)との発言を急増させた。

これに危機感を覚えたカタルーニャでは、2003 年に自治州の憲法に相当する自治憲章の改正作業を始めた。当時野党だった社会労働党党首のサパテーロ(04 年からは首相)が繰り返し新自治憲章への支持を表明したことも、自治憲章改正への大きな後押しとなった<sup>18</sup>。新自治憲章は 05 年に州議会で可決され、重要な内容が一部削減されたものの 06 年には国会でも可決され、カタルーニャでの住民投票を経て成立した。新自治憲章が意図したのは、カタルーニャを「自己決定権を持つ政治的主体」という意味でのネイションと規定し、同地からスペインを明確なるマルチ・ナショナルな国家にすることだった。

これに対し、同 2006 年、当時野党だったラホイ党首率いる国民党は、この新自治憲章を憲法に記された「スペイン・ネイション(スペイン国民)のゆるぎない統一」に反するとして憲法裁判所へ提訴し、施行から4年が過ぎた 10 年 6 月に新自治憲章に違憲判決が出された。この違憲判決によりカタルーニャはネイションとして否定され、スペインは「スペイン・ネイション(スペイン国民)」のみから成るユニ・ナショナルな国家だとする憲法解釈が定まり、カタルーニャはスペイン・ネイション(スペイン国民)の単なる構成要素に過ぎないことになった。その結果、カタルーニャの自治権は、新自治憲章が成立した 06 年以前の状態よりも後退することとなった19。

<sup>17</sup> 本節のより詳細な情報と書誌情報については、奥野「カタルーニャの独立へ向けたプロセス」64-67 頁。 奥野良知「自決を求めるカタルーニャの背景 —それは民族の相克か?—」竹中克行編『グローバル 化と文化の境界 多様性をマネジメントするヨーロッパの挑戦』2015 年、200-215 頁。

<sup>18</sup> 新自治憲章の作成を行ったのは、2003 年の自治州議会選挙の結果政権を担うことになったカタルーニャ社会党(スペイン社会労働党の姉妹政党)、カタルーニャ共和主義左派、カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党の、いわゆる「左派3党」による連立政権だった。従って、自治憲章の改正を行ったのは、1982 年から 23 年間政権を担ってきた保守政党の集中と統一でなかったことには十分注意する必要がある。それまでの集中と統一のプジョル政権と左派3党による政権との間には決して無視できない断絶があり、新自治憲章の制定はその結果だともいえる。それゆえ、新自治憲章が制定されたのはカタルーニャが一方的にナショナリズムを高めた結果であるというような説明がなされることもあるが、それは適切ではない。ちなみに、新自治憲章を定めた左派3党のうち、現在独立派なのはカタルーニャ共和主義左派のみで、カタルーニャのためのイニシアティブはポデモス系と合同会派を作って「中間派」となっており、カタルーニャ社会党は独立反対派となっている。ちなみに、カタルーニャ社会党が党論を独立反対にするに際し、同党は分裂している。以上の点については、例えば Marc Guinjoan i Cesena, / Toni Rodon i Casarramonta, / Marc Sanjaume i Calvet, Catalunya, un pas endavant, Angle Editorial, Barcelona, 2013, pp. 12, 34-39 に詳しい。

<sup>19</sup> 加えて違憲判決では、新自治憲章の前文および第 4 条と第 5 条で、カタルーニャの自治は憲法およびカタルーニャの人々の歴史的諸権利・諸法に基づくとしてある箇所について、「憲法が唯一効力を認めている歴史的諸権利・諸法は、ナバーラと特権を有するバスクの諸領土(バスク自治州のこと)」〔() 内筆者〕のそれだけである」として、カタルーニャの歴史的諸権利・諸法をわざわざ否定した。17 ある自治州の中で、財政に関する自己決定権ともいえる徴税権を持っているのもバスクとナバーラだけである。その主要な要因は、スペイン継承戦争(1700-14 年)において、バスク諸邦とナバーラ王国はカステイーリャ・ブルボン勢力に与したことで「独自の法体系および政治体制」の存続が認められたことにある。他方、ハプスブルク・大同盟の側に立って戦い敗北したアラゴン連合王国(カタルーニャ・アラゴン連合王

例えば言語に関しては、カタルーニャ語とカスティーリャ語(スペイン語)のバイリンガル社会となっている現状を前提としつつ、カタルーニャ語の正常化をより促進するため、行政分野でカタルーニャ語に優先権を与えた条項も違憲された。その結果、この違憲裁定に基づいて、2011年9月11日、カタルーニャ高等裁判所は「カタルーニャの学校ではカスティーリャ語が教育言語とならねばならない」とした。これは、カタルーニャ語が公的な場で禁止されていたフランコ独裁期を経て、カタルーニャ語を教育言語とすることによって、大言語であるカスティーリャ語に取り囲まれている状況下でカタルーニャ語を存続させながら、母語がカタルーニャ語であるかカスティーリャ語であるかを問わず高いレベルで両言語によるバイリンガル社会を実現してきたカタルーニャの教育制度を否定することと受け止められた20。

新自治憲章への違憲判決の結果、カタルーニャでは、スペインにカタルーニャの居場所はないと考える人が増加し、2010 年 7 月にはバルセローナで 110 万人が参加する抗議のデモが、「私たちはネイションだ。決めるのは私たちだ」のスローガンのもとに行われ、多くの参加者が「独立」を口にしながら練り歩いた。独立支持も、図1にあるように、それまで20%前後だったものが25%に達するようにった。カタルーニャで独立支持を急増させた二つの出来事の一つは、まさにこの、2010 年の新自治憲章への違憲判決にある。

ただここで一つだけ補足しておくと、独立支持は図1にあるように、実は、2006年にはすでに 僅かずつではあるが増加し始めており、07年には20%近くに達している、また、09年にも上 昇しおり、20%前後になっている。その主たる要因は、2005年末から06年初頭の国会審議 で、自治憲章の内容が大幅に削減されたことにある。

具体的には、「カタルーニャはネイションである」という部分は法的拘束力のない前文に移された。また、財政に関する自己決定権ともいえる徴税権(州が徴税し一定額を国家に納めるという特別な税制度でバスクとナバーラのみが有している)21も認められず、例えば中央政府が各自治州に税を再交付する前と後でカタルーニャの一人当たりのGDPの全自治州における順位に変動があってはならないとする「通常性の原則」等を導入することで、中央政府の税のカタルーニャへの配分率を高めることになった。当然ながらこのことは、カタルーニャの財政に関する自己決定権を何ら強化することにはならなかった。しかも「通常性の原則」はその後一度も実施されていない。また、国民党は、05年末から「スペイン以外にネイションはあり得ない」とする反自治憲章キャンペーンを大々的に展開した。これらを受けて、カタルーニャでは、06年2月に初めて「自己決定権」を掲げたデモ行進「我々はネイションだ、我々には自決権がある」が行われている。

このスローガンからも分かるように、カタルーニャの独立問題は、経済的要因からネイションの問題にシフトしたのではなく、2006年の時点からすでに「自己決定権を持つ政治的主体としてのネイション」の問題として出てきているといえる<sup>22</sup>。

国)の諸国(カタルーニャ公国、アラゴン王国、バレンシア王国、マリョルカ王国)は、「独自の法体系および政治体制」を失い、国家として消滅した。

<sup>20</sup> カタルーニャの教育制度は、カタルーニャでは民主化以後、移住者系の人たちを含む多くの人から支持を得てきた。州議会の議員数でいえば、国民党を除く8割以上の政治勢力の支持を得てきた。ただし、補論で触れるように、そのような状況は変わりつつある。

<sup>21</sup> なぜバスクとナバーラのみなのかという点については、註 19を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Guinjoan et al., *Catalunya*, *un pas endavant*, pp. 34-39.

税の配分に関しては、カタルーニャには、特別財政制度下にあるバスクやナバーラが持っている徴税権がないだけでなく、カタルーニャの財政赤字が毎年約8%に達し、一人当たりの税の配分額が一般財政制度下にある15自治州中13位となっているという問題もある。同州への鉄道や道路への低いインフラ投資も常に問題となっている。例えば、カタルーニャの国鉄(レンフェ)の車両が全国平均と比べて古いだけでなく、その運用も全国平均と比べてかなり非効率かつ不正確であるとされる。その一方でマドリードから放射線状に伸びる高速鉄道(アベ)へは、ヨーロッパ最大といわれる額が投資されている。ともかく、税の問題は、自己決定権の問題としてカタルーニャでは捉えられているのであり、単なる金銭的損得勘定が独立の要因となっているのでは決してない<sup>23</sup>。

## 2.4 ラホイ国民党政権の誕生(2011年12月)と再中央集権化24

新自治憲章の違憲判決を勝ち取ったラホイ国民党は、2011 年末の選挙で勝利し政権の座に就くと、新自治憲章の違憲判決により定まったユニ・ナショナルな憲法解釈に基づき、再中央集権化を開始した。ラホイ政権の再中央集権化は、二重行政解消の名目でカタルーニャ自治政府の多くの諸機関や TV 局を削減の対象にしたり25、「カタルーニャの子供たちをスペイン化する」との目的でカタルーニャの言語、文化、教育制度への圧力を強めたり26、財政的締め付けを強めたり27等々多岐に渡る。

なかでもラホイ政権の政治手法の特徴は、対話・交渉を行わず、憲法裁判所を多用・濫用し、

<sup>23</sup> 従って、共同通信配信のカタルーニャについての次のような説明は、全く間違いである。「同じく民族意識の強い北部バスク自治州とともに、他の自治州と比べて財政面などで高度な自治権が認められ」。『東京・中日新聞』2017 年 12 月 22 日。本文に記したように、バスクは財政的に独立国家ともいえる状態であるのに対し、カタルーニャには財政面での高度な自治権はない。また、「民族」という語の使用については註 8 を参照。鉄道に関しては、EU が建設を勧告しているにもかかわらず、スペイン政府が着手しようとしない「地中海回廊 Corredor Mediterráneo」も大きな問題となっている。「地中海回廊」とは、アンダルシーア、ムルシア、バレンシア、カタルーニャを経てフランスに至る高速鉄道のことで、スペイン政府はそれがマドリードを通らないという理由で建設に応じていない。スペインの鉄道問題については次に詳しい。Bel, Germà, Espanya, Capital París. Tots els camins porten a Madrid, Edicions La Campana, Barcelona, 2011.

<sup>24</sup> 本節のより詳細な情報と書誌情報については、奥野「カタルーニャの独立に向けた『プロセス』」51-58,67-72 頁;奥野良知「カタルーニャでなぜ独立主義が高まっているのか。それは我々に何を提起しているのか」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第48号、2016年。

<sup>25</sup> 削減対象にはカタルーニャ外交評議会や自治政府在外公館などに加えて、カタルーニャの人々になじみの深い不服審査院、世論調査研究所 (CEO)、カタルーニャ地図院、カタルーニャ・テレビ(同地で高い視聴率を持つカタルーニャ語放送 TV3 を含む)なども含まれていた。

<sup>26</sup> ラホイ政権のベルト前教育大臣は、教育の再中央集権化法ともいえる「教育の質を改善するための組織法(LOMCE)」(2013 年 11 月に下院で可決成立)の意図を、「我々の関心は、カタルーニャの生徒をスペイン化することである」としている。また、カタルーニャ語の授業とカタルーニャ語で行われる授業は、必修時間の定めない自由選択科目とされた。現在、カタルーニャ自治政府の教育省および教育界は、この法律を履行していない状況にある。

<sup>27 「</sup>競争力資金」や「自治州流動性基金」など、中央政府から配分されるカタルーニャ自治州の財源の主要部分に当たる配分金の支払いがかなり恣意的に決められているとして、カタルーニャ自治政府や独立派諸政党は強く反発していた。独立運動に資金が使われるとの名目で支払いが延期されたこともあった。

政治を司法化することにある。ラホイ政権はカタルーニャ自治州議会が可決した闘牛禁止法<sup>28</sup>、 ライフライン法<sup>29</sup>、原子力発電由来の電力への課税法<sup>30</sup>、等々を憲法の定める「スペイン・ネイ ション(スペイン国民)のゆるぎない統一」に反するとして憲法裁へ提訴し、次々と違憲判決が 出ている。

このように、ラホイ政権によってカタルーニャの自己決定権は次々と否定され、自分たちのことを自分たちで何も決められないという強い閉塞感が生じたことで、同地では独立支持が急増し、多い時には50%近くにまで達するようになった。また2012年以後は(13年を除く)、毎年9月11日(カタルーニャのナショナル・デー)に、100万人を超える規模で独立を求める行事が行われている。「ラホイ政権は独立主義者を量産する工場」だと言われるゆえんである。

その結果、2014年から独立に向けた「プロセス」が始まることになるが<sup>31</sup>、州議会が可決した独立の是非を問う住民投票に関する一連の法律には、憲法の定める「スペイン・ネイション(スペイン国民)のゆるぎない統一」に反するとして次々と憲法裁から中止命令が出され、同年 11月9日の非公式の住民投票(9N)も違憲とされた<sup>32</sup>。また違憲である 9N を実施した廉で当時の自治政府首相マスが起訴され、17年3月には憲法裁の中止命令への不服従の罪で約5億円もの支払い命令が出ている。また、16年10月には、住民投票に関する議論を自治州議会で許可した罪で、州議会議長のフルカデイが起訴されている。

加えて、ラホイ政権の閣僚のカタルーニャへの言及の仕方が、多くのカタルーニャの人々の神経を逆なでしていることも過小評価してはならない。例えば、前外務大臣のマルガーリョの「独立したカタルーニャは国際的認知を得られず、宇宙空間をさまよう」。「法律を守っていれば戦車は出さない」(→住民投票をすれば出す)、ラホイ首相の「法律を犯していかなる民主主義も存在しない」等々、これらはほんの一例である。

<sup>28</sup> カタルーニャ自治州議会は 2010 年 7 月に「闘牛禁止法」を可決し、12 年 1 月 1 日より施行されていたが、10 年 10 月、当時野党だった国民党が憲法裁に提訴し、16 年 10 月に違憲判決が出された。 29 電気やガスの供給会社に対して、料金を払えない利用者が出た場合、電気やガスを切断する前に、利用者の住む自治体へ報告する義務を定めた法律。正式名称は「エネルギーの窮乏に対する法律」。 2013 年から数度に渡って自治州議会で制定されたが、国民党中央政府が憲法裁に提訴し、14 年 10 月と 16 年 4 月に違憲判決が出されている。

<sup>30 2014</sup>年12月に自治州議会で成立した法律で、2015年7月に違憲判決がだされている。2017年12月には、自治州議会が定めた「気候変動に対する法律」にも、予防的措置として停止命令がだされている。

<sup>31 2010</sup> 年より集中と統一は自治州政府の政権に座に返り咲き、マスを首班とする政権が発足した。マスは、2012 年 9 月 11 日のカタルーニャのナショナル・デーに「カタルーニャ、ヨーロッパの新国家」のスローガンの下に 150 万人が参加するデモ行進を組織した横断的非政党組織であるカタルーニャ国民会議(ANC)の強い要請を受けて、それまでの自治権拡大路線から独立へ方針転換した。ちなみに、カタルーニャ民主集中とカタルーニャ民主統一による選挙連合兼議会内会派だった「集中と統一」は、独立の是非をめぐってその後協力関係を解消した。

<sup>32 2014</sup> 年 4 月 8 日、カタルーニャ自治州議会はスペイン下院に、「法的拘束力のある住民投票」を実施する権限をカタルーニャ自治州に移譲することを求めたが下院で否決された。これを受けて、同年 9 月 19 日、自治州議会は、「法的拘束力のない住民投票[意向調査]を行うための法を可決し、27 日には「住民投票[意向調査]を告示する政令」にマスが署名し、11 月 9 日に実施するとした。だが 29 日、中央政府はこれを憲法裁判所に提訴し、同日憲法裁が同法と同政令に対し、予防的措置として停止命令を出した。そこで、州政府は「住民投票[意向調査]」をボランティアの手による「非公式で」実施するとしたが、ラホイ政権はこれも憲法裁判所に提訴し、憲法裁は 11 月 4 日に中止命令を出した。だが、11 月 9 日に非公式の住民投票は実施された。賛成票は 80.7%だったが、投票率は 37.02%にとどまった。

ところで、2015 年 9 月に行われた自治州議会選挙(表 1 参照)では、独立派諸政党が過半数の 72 議席を獲得し、カタルーニャ民主集中 $^{33}$ とカタルーニャ共和主義左派などによる選挙連合兼統一会派の「賛成のための連合(ジュンツ・パル・シ)」が政権を担うことになり、16 年 1 月にプッチダモン $^{34}$ が自治州首相に選ばれた。その後、独立派は 16 年 10 月に、独立に向けたロードマップを議会で可決し、17 年 6 月までは、合意の下で法的拘束力のある住民投票ができるよう中央政府と交渉するが、合意が得られなかった場合でも、同年 9 月に住民投票を実施するとした。このロードマップに対しては、16 年 12 月に憲法裁から停止命令が出された。

以上のようなスペイン政府の対応は、スコットランドに住民投票を認めたイギリス政府の対応 やケベックに住民投票を認めたカナダ政府のそれとは全く異なるものである。その違いの要因 は、イギリスやカナダは自らをマルチ・ナショナルな国家、あるいはそれに近いものだとし、スコットランドやケベックのことをネイションであるとおおよそ認めていることにある35。

マルチ・ナショナル国家に関しては、ポデモスは、スペイン国家に複数のネイションを認め、 それぞれのネイションが自己決定権を持つとする憲法改正を主張している。ポデモスの党首、 イグレシアスは、カタルーニャにより優しい憲法改正が必要で、それこそがカタルーニャを独立 させない最善の方法だとしている。また、ヨーロッパの主要マスコミも同様な方向を支持してい た。

-

<sup>33</sup> カタルーニャ民主集中とは、選挙連合兼統一会派を解消した「集中と統一」の「集中」のことで、後に ヨーロッパ・カタルーニャ民主党と党名変更する。註 31 参照。

<sup>34</sup> Carles Puigdemont の原語(カタルーニャ語)の発音に最も近いカタカナ表記は「カルラス・プッチダモン」である。「プッチダモン」のアクセントは「モ」に来る。日本のマスコミでは「プチデモン」と表記し、「デ」にアクセントを置いてと発音しているが、それは間違った表記であることに加えて、これでは現地では通じない可能性が高い。

<sup>35</sup> ただし、イギリスの場合もカナダの場合も実際の事情はいろいろと複雑ではある。イギリスに関しては例えば、山崎幹根「連合王国の統治構造 —特異な主権概念と不均一な権限移譲—」『立命館言語文化研究』28 巻 4 号、2017 年 3 月、183-192 頁。カナダとケベックに関しては、太田「ケベック問題」;アラン=G・ガニョン(丹羽卓訳)『マルチナショナル連邦制—不確実性の時代のナショナル・マイノリテイ」彩流社、2015 年。

いずれにせよ、1998 年 8 月にカナダ最高裁が出した意見書では、カナダ憲法の枠内ではケベックは一方的にカナダから独立することはできないが、住民投票で「明確な設問」のもとに「明確な多数」の 賛成があれば、連邦政府と他のカナダはケベックとの交渉に応じなければならない、とされていた。スペインの憲法裁判所とは全く異なる見解である。太田「ケベック問題」、816 頁。

補論: 2017年10月1日の住民投票と12月21日の選挙結果36

#### 1) 2017年10月1日の住民投票と自治権停止

住民投票については、中央政府がまったく交渉に応じなかったことから、結局 2017 年 10 月 1 日に法的拘束力を持つ住民投票が中央政府との合意なしで「一方的に」行われることになった。まず、9月6日に住民投票法、7日にスペインからの分離手続きを定めた移行法が自治州議会で可決された。それ以後中央政府は、住民投票を告知する自治政府の HP を閉鎖し、投票箱と投票用紙を求めて家宅捜索を繰り返し、投票に協力するとしていた 800 人近くの自治体の首長に対し、住民投票を支持すれば犯罪者と見なす通告し、住民投票を想起させるあらゆるポスターを法律違反とした。そのような中、9月20日、自治州政府高官14名を治安警察が住民投票の準備を進めた罪で逮捕し、同日午後のバルセローナ市では4万人の人々が抗議デモを行った。

住民投票前日の10月30日には、国家警察による投票所の閉鎖を危惧した市民が、投票所(その多くは学校)に泊り込んだ。同日夜、中央政府は投票所の大半を閉鎖したとの情報を流したが、投票所は全く閉鎖されていなかった。

10月1日、住民投票が実施されたが、319の投票所が閉鎖され、100ヶ所近くの投票所で国家警察は投票に来た市民に暴力を振るい、負傷者は 1066 人に達した。筆者が前日夕方から自治政府より付与された「インターナショナル・ビジター」の立場で観察を行っていたバルセローナのラモン・リュイ小学校にも投票開始前の午前8時頃に国家警察が来て、投票所を守る市民と睨み合いになった。人々は自分たちからは手を出さないという意思表示として両手を高く上げ、「占領軍(国家警察)出て行け」、「我々は投票するぞ」、「我々は平和の民だ」と連呼していた。だが、30 分ほどして警察による市民の強制排除が始まり、警察は塀をよじ登って学校敷地内に浸入し、学校のドアをハンマーで叩き壊して校舎内に突入し、「刈取り人」(カタルーニャの「国歌(公式ナショナル・ソング)」を歌いながらから投票箱を守ろうとする投票所係員から投票箱を押収していった。日本のマスコミは、独立派と警察とのあいだで衝突が生じたかのように伝えていたが、ラモン・リュイ小学校に限らず、いずれも場合もそれは国家警察による一方的な暴力だった。投票率は43%、独立賛成は90%だった。

同日夜、ラホイ首相は会見し、違法行為を行った自治政府を激しく非難し、住民投票は行われなかったこと、行われたのは人々を欺く違法行為だったこと、政府は法治国家を守るために必要なことを正しく行ったこと、などの趣旨のことを述べた。また3日には国王の会見があり、発言内容はほぼラホイの会見に沿ったもので、スペインの統一は絶対であること、自治政府が行ったことは許されざる不忠実な行為であるなどを述べた。両者ともに、警察の暴力への直接の言及はなく、負傷者への言及も一切無かった。後に、外務大臣ダティスは、警察の暴力の映像の多くはフェイクだと発言している。他方、ヨーロッパのマスコミや、ベルギーの首相シャル

<sup>36</sup> この補論は、主に奥野良知「カタルーニャ・識者談話 住民の意識二極化」時事通信社、2017 年 12 月 23 日; 奥野良知「問われる EU の対応」『中日・東京新聞』2017 年 12 月 24 日朝刊、奥野良知「ネイションとしての否定と独立支持の急増の背景」『図書新聞』3333 号、2018 年 1 月 1 日付け(2017 年 12 月 25 日発行)の内容をまとめて、大幅に加筆修正したものである。なお、本補論の内容は現在進行形の事柄でもあるので、いずれ典拠等を付して再度論文として執筆する。

ル・ミシェルなどヨーロッパの少なからぬ政治家は、スペインの国家警察による暴力を強く非難 し、対話を強く求めた。



ラモン・リュイ小学校の前で、投票所を守る市民とスペイン警察(筆者撮影)

10月10日、プッチダモン州政府首相は州議会に投票結果を伝達したものの、彼は国際社会の仲介を期待して独立宣言の効果の発生の一時的停止を州議会に要請し、議会はこれを承認した。仲介の申し出はスイスやベルギーからはあったものの、中央政府は応じることはなかった。他方、EU のユンケル欧州委員長は、ラホイ政権への全面的支持を表明している。

10月8日には、独立反対派の市民団体である「カタルーニャ市民社会」の呼びかけで、バルセローナで反対派のデモが行われた。参加者は「プッチダモンを刑務所に」と連呼した。一部は、中央政府が適用を検討していた憲法 155条(国家の利益に反する行動を取った自治州の自治権を停止できるとした条項)の早期の実施も求めていた。参加者は市警察の発表で35万。スペインの他地域からも多くの人が来ていた。また、12日のスペインのナショナル・デー(イスパニダー[スペイン性]の日)では、バルセローナで6万5千人が早期の155条の適用とスペインの一体性を訴えた。両日のデモ(特に後者)で顕著となったのは、「ウルトラ」と呼ばれるスペイン・ナショナリズムの極右勢力の活性化と、それを容認する反対派の空気である。

他方、10 月 16 日には、この数年間、独立派諸政党以上に独立運動を主導してきたと言っても過言ではない 2 つの市民団体の代表、カタルーニャ国民会議(ANC)のジョルディ・サンチェスと文化オムニウの代表ジョルディ・クッシャルが逮捕され、マドリードの刑務所に拘留され

た。 罪状は、9月20日に自治政府高官が逮捕されたことに対する抗議のデモを呼びかけたことなどが騒乱罪に当たるというものだった。



ラモン・リュイ小学校で唯一押収を免れた投票箱。投票所責任者のルジェーさんと筆者 <a href="http://www.directe.cat/noticia/649198/victoria-de-la-democracia-a-l-escola-ramon-llull-on-salven-una-urna-de-la-policia-espanyol?utm">http://www.directe.cat/noticia/649198/victoria-de-la-democracia-a-l-escola-ramon-llull-on-salven-una-urna-de-la-policia-espanyol?utm</a> source=dlvr.it&utm medium=facebook

その後中央政府は、自治政府プッチダモン政権に対し、独立宣言を完全に放棄しなければ、憲法 155条を適用して同州の自治権を停止すると通告した。他方で、カタルーニャ社会党(現在はほぼ社会労働党のカタルーニャ支部化している)は 155条適用に賛成の立場ではあったが、プッチダモン側に、自治政府が自ら州議会選挙を行えば 155条適用は回避できると伝えた。これを受けてプッチダモンは州議会選挙の実施に言及したが、独立派内部にはこれへの反対論も強かった。プッチダモンは、10月27日に議会の承認を得て独立宣言に踏み切るしかなくなった。

ここに、独立宣言文の一部を抜粋しておく。「共和国の建設とは、対話への手を広げることである。カタルーニャの契約の伝統に従って、政治的紛争を解決する手段として、我々は合意を得る努力をし続ける。同時に、個人と集団の自由を守るため、世界の諸人民との、特に言語や文化や地中海地域を共有している諸人民との、我々の友愛と連帯を再確認する。カタルーニャ共和国とは、民主主義と社会的公正が欠乏している現在の状況を正し、より豊かでより公正でより安全でより持続可能でより連帯感に満ちた社会を建設する機会である。」

これに対し中央政府は同日(10月 27日)、憲法 155条を用いてカタルーニャ自治州の自

治権を停止した $^{37}$ 。そして、中央政府から独立を実行に移せば大量の死者が出るとの脅迫(中央政府は否定しているが元軍大佐は肯定)を受けると、自治政府閣僚はなすすべを失い、全閣僚へ最高裁(マドリード)への出頭命令が出ると、閣僚たちはベルギーのブリュッセルに避難する組(プッチダモン他 4名)と出頭組(ジュンケーラス自治政府副首相他 8名)の二手に分かれ、出頭組の内、1名を除く8名(ジュンケーラスを含む)は、そのままマドリードの刑務所に収監された $^{38}$ 。

プッチダモン他 4 名の閣僚がブリュッセルに行ったのは、次の2つの理由が考えられる。一つは、ベルギー首相ミシェルはスペイン警察の暴力とラホイ政権の政治手法を批判しており、プッチダモンから政治亡命の要請があった場合は、これを受け入れる用意があることを表明していたこと(ただしプッチダモンは政治亡命は申請していない)。もう一つは、EUの本部があるブリュッセルで、プッチダモン自治州政府の正当性とスペイン政府の非民主的な政治を訴えることの重要性である。

ちなみに、ブリュッセルに行った 5 名に対しては、12 月 5 日、スペイン最高裁はベルギー政府に出していた「欧州逮捕状」を取り下げた。その理由は、スペイン司法当局が主張しているプッチダモンの騒乱罪と反逆罪の罪状をベルギーの司法当局が否定することを恐れたからだとされる。

# 2)12月21日の自治州議会選挙-その結果と今後の展望-

中央政府はカタルーニャ自治州の自治権を停止すると、中央政府直轄下で自治州議会選挙を 12 月 21 日に行うとした。選挙戦は 12 月 4 日に始まったが、選挙管理委員会は、独立派および中間派(ポデモス系政党)が 4 名の政治犯(カタルーニャ国民会議のサンチェス、オムニウムのクッシャル、前自治政府副首相ジュンケーラス、前自治政府内務大臣フォルン)の釈放を求めて使用していた黄色のリボンを禁止した。また、バルセローナ市のスペイン広場の噴水やバルセローナ市庁舎を黄色に照明することも禁じた。カタルーニャ自治政府が運営するテレビ局 TV3 に対しては、「亡命政府(自治政府)」や「亡命閣僚」という表現を用いることを禁じた。さらには、バルセローナ市などいつかの市庁舎に掲げられていた「政治犯に自由を」という垂れ幕も禁じられた。

選挙戦では、155 条による自治権停止の是非、つまり、それは反民主的な暴挙か、それとも 違法な独立主義を排除しカタルーニャに秩序を取り戻すための合法的かつ民主的な措置な のかが最大の争点となった。また、独立反対派(155 条派)は、カタルーニャの教育と TV3 も 争点とし、この両者が偏向していると主張した。

選挙は、独立派3党(カタルーニャのための連合[カタルーニャ・ヨーロッパ民主党39を中心とする選挙連合兼会派]、カタルーニャ共和主義左派、人民連合)が絶対過半数の68を上回る

<sup>37 155</sup> 条による自治権停止に伴い、Diplocat(カタルーニャ外交評議会)も廃止され、カタルーニャ自治政府がヨーロッパの主要都市に設置していた在外公館もほぼすべて閉鎖された。ちなみに Diplocat は日本では、2014 年 3 月に大阪大学と東京外大で、2017 年 7 月には神戸大学と早稲田大学で、カタルーニャの自決権に関するシンポジウムを開催している。

<sup>38</sup> 収監された8名の内、ジュンケーラスとフォルンを除く6名は、12月4日に保釈された。

<sup>39</sup> 旧カタルーニャ民主集中

70 議席を獲得して勝利した。表 1 参照。数の上では、独立派は前回と比べて 2 議席減となっ たが、独立派3党に投票した人たちは、対話に応じず、投票に訪れた住民を警察の暴力で弾 圧するラホイ政権の強権的かつ非民主的な振る舞いを目の当たりにして、独立への思いをより 強くしたのではと思われる。

他方で、独立反対派の急先鋒であるシウダダーノス(市民)が 37 議席を得て第一党になっ た。この党は、カタルーニャ的なるものに強い嫌悪感を示し、反ナショナリズムを掲げながらも、 自らは国民党以上に強いスペイン・ナショナリズムに立脚する右派政党であり、国民党以上に スペインの画一化を強く主張している。 早くより 155 条の適用をラホイ政権に求めていたし、幹 部や支持者には、ネオナチ紛いの人もいる。それゆえ、州議会でのシウダダーノスの増加は、 反対派の人々がより右派的で不寛容なスペイン・ナショナリズムの側に行ってしまったことを意 味している。シウダダーノスが意図しているのは、カタルーニャとスペインの二重のアイデンティ ティの共存ではない。

他方、カタルーニャ国民会議や独立派諸政党などの独立派は、かねてより、カタルーニャは 常にあらゆる人に開かれてきた土地で、出自に関わらず誰もがカタルーニャ・ネーションの一 員となることができるとしている。つまり、自分たちの独立運動は、誰にも開かれたシビック・ナ ショナリズムであるとの主張であり、実際、そのような側面はかなりある。経済の中心地であるカ タルーニャにはスペイン他地域から来た移住者が多く、カタルーニャ国民会議(ANC)のサン チェス代表のようにカスティーリャ語系の苗字を持つ独立主義者は何ら珍しい存在ではない40。 しかしながら、反対派のなかには、移住者系の人たちを中心にカタルーニャに十分なナショナ ル・アイデンティティを感じきれていない人が多いのも事実である。独立派はカタルーニャが独 立しても、このようなカタルーニャに十分なナショナル・アイデンティティを感じきれていない 人々が疎外感を感じることなく誇りを持って暮らしていけるということを十分に理解してもらう努 力をしたといえるのだろうか。それをし尽くしていないにもかかわらず、住民投票を急いだ結果 が、反対派の人々の多くを右派的なスペイン・ナショナリズムへの側に追いやったのではない だろうか。

また、国民党、シウダダーノス、社会労働党という、スペイン下院の 71%に相当する勢力が、 憲法はスペインの一体性を守るためにこそ存在しており、それを守るためには、警察の暴力、 自治権の停止、独立派要人の逮捕、等々、要するにどう考えても基本的人権を侵害していると しか思われない行為も何ら問題はなく、自治権の停止はカタルーニャの独立を阻止するため 措置として大きな成功であったと自画自賛しているという状況は、スペインの少なからぬ人々 のモラルの崩壊を意味していると思われる41。10 月以降、何の躊躇もないあからさまな復古的 極右スペイン・ナショナリズムが活性化したこと、それを容認する空気が反対派に蔓延している こと、シウダダーノスの議席が増えたことは、そのこと示していると言っていいであろう。

シウダダーノスは、10 月 1 日に任務に当たった(暴力を振るった)スペイン警察への勲章の 授与も主張している。また、カタルーニャ自治州で公務員になる際に必要とされている要件か らカタルーニャ語を外すよう主張し始めてもいる。2018 年に入ってからの複数の世論調査で

<sup>40</sup> 註 8 参照。

<sup>41</sup> ただし、社会労働党と特にカタルーニャ社会党は、155条の適用には国民党やシウダダーノスに比 べればより慎重であったし、早期の適用解除を主張している。

は、今国政選挙があった場合、シウダダーノスが第 1 党になるとしており、もし現実にそうなった場合、カタルーニャ独立派とスペイン中央政府との対立は今まで以上に激化することが危惧される。

また、国民党中央政府の方は、カタルーニャの教育制度と自治政府のカタルーニャ語テレビ 放送局である TV3 を廃止するとしているが42、妥協案を示すのではなく、この機会に徹底的に 叩いておこうと言わんばかりの姿勢は、地域主義を「外科的に除去した」としたフランコ時代の 高官の発言を髣髴させるものがある。

本稿執筆時点では自治政府の組閣は難航し、まだ自治政府の首班指名は行われていないが、独立派政権ができた場合、新自治政府政権は、中央政府に合意の下での住民投票を求めるとともに、国際社会には仲介を求めていくだろう。EU の対応が問われる。

EU は、カタルーニャの仲介要請に応じずにラホイ政権を支持し続けていれば、民主主義、多様性、基本的人権の尊重という EU 自身の理念を放棄し、自らの存在意義を大きく損なうことになりかねない。 EU は、既存の国境を守るための、既存の国家の枠組みを守るための国家の互助組合としての側面を強く出してしまっているが、人々の生活圏としての地域から構成される組織に再編されていく必要があるのではないかと思われる。

とはいえ、ヨーロッパ内の独立運動がある他地域への影響については、それを過大視すべきではない。というのも、徴税権があり財政的に独立国家状態にあるバスク自治州は、ここ数年のカタルーニャの独立への動きを見て、むしろ独立支持が減っている。また、右派的な地域主義の色彩の濃い(それゆえカタルーニャとはかなり事情が異なる)イタリアの北部同盟も、カタルーニャでの騒動を見て、独立から自治権の拡大に方針に転換した。

最後に、独立派による新たな自治政府政権が発足し、中央政府の合意による住民投票を求めていく路線を取る場合、カタルーニャの自決権(ここでは投票によりスペインからの独立を問う権利を指す)を認めているポデモス系政党とのあいだで協力関係がどの程度構築されるのかも注目される。ちなみに、ここ4年ほど各種アンケートでは常に、カタルーニャ・スペイン問題を解決する最良の手段として、カタルーニャの約8割前後の人が住民投票を挙げていることを考慮すると、中央政府との合意に基づく住民投票を実施することが、やはりこの問題を解決する最良の手段だと思われる。左派の新党であるポデモスは警察の暴力と自治権停止を強く批判しており、スペインをマルチ・ナショナルな国家と規定する憲法改正を主張している(独立への是非は党員により異なる)。

-

<sup>42</sup> カタルーニャ語を教育言語とするカタルーニャの教育制度の廃止には、独立派諸政党はもとより、中間派のポデモス系会派やカタルーニャ社会党も強く反発している。

2018年12月21日				2015年9月27日			
JxCAT	34	70	独立派	JxSí	62	72	独立派
ERC	32						
CUP	4			CUP	10		
CatComú	8	8	中間派	CatSíque	11	11	中間派
C's	37	57	反対派	C's	25	52	反対派
PSC	17			PSC	16		
PP	3			PP	11		

### 政党一覧

JxCat: カタルーニャのための連合(カタルーニャ・ヨーロッパ民主党[旧カタルーニャ民主集中])による選挙連合兼議会内会派。独立派右派。前首相プッチダモンはこの会派。

ERC: カタルーニャ共和主義左派。独立派左派。前副首相ジュンケーラスはこの政党。

JxSí: カタルーニャ民主集中とカタルーニャ共和主義左派を中心とする独立派諸政党の選挙連合兼議会内会派。

CUP: カタルーニャ諸国人民連合。独立派左派。

CatComú: カタルーニャ・アン・クムー。プデム(カタルーニャのポデモス)とカタルーニャのためのイニシアティブ等の選挙連合兼議会内会派

CatSíque…:カタルーニャ・シー・カ・アス・ポット。プデム(カタルーニャのポデモス)とカタルーニャのためのイニシアティブ等の選挙連合兼議会内会派

C's: シウダダーノス/シウタダンス。反対派(155条派)右派。

PSC: カタルーニャ社会党(スペイン社会労働党の姉妹政党)。反対派(155条派)左派。

PP: **国民党**。反対派(155条派)右派。

#### 中間派:

スペインをマルチ・ナショナルな国家と規定する憲法改正を主張していて、カタルーニャの自己決定権(自分たちのことを自分たちで決める権利)や自決権(投票によりスペインからの独立を問う権利)を認めているが、独立への是非は党員により異なる。